

入 札 公 告

一般競争入札（条件付）を次のとおり実施する。

令和8年8月26日

宮崎県立西都原考古博物館長

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品 プロジェクター及びズームレンズ
- (2) 借入物品の数量等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年10月23日
- (4) 契約期間 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
- (5) 納入場所 宮崎県立西都原考古博物館 地下展示室
- (6) 入札方法 (1)の賃貸借物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目が電算機器、事務機器又はその他であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ウ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けてないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- オ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。
- カ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、第三者をして貸付けできることを証明した者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立西都原考古博物館 管理担当 西都市大字三宅字西都原西 5 6 7 0 番
郵便番号 8 8 1 - 0 0 0 5 電話番号 0 9 8 3 (4 1) 0 0 4 1
- (2) 期間 令和 8 年 8 月 2 6 日から令和 8 年 9 月 3 日まで
(令和 8 年 8 月 3 1 日を除く。午前 1 0 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県立西都原考古博物館 管理担当
- (2) 期間 令和 8 年 8 月 2 6 日から令和 8 年 9 月 3 日まで
(令和 8 年 8 月 3 1 日を除く。午前 1 0 時から午後 5 時まで)

6 入札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立西都原考古博物館 セミナー室
- (2) 日時 令和 8 年 9 月 9 日 午前 1 0 時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）第 1 0 0 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 1 2 5 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 入札者に求められる事項

この競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- (1) 提出書類
ア 納入物品証明書
イ 第三者をして貸付けできることを証明する書類（物品を第三者をして貸付けようとする者のみ提出すること。）
- (2) 提出場所
宮崎県立西都原考古博物館 管理担当 西都市大字三宅字西都原西 5 6 7 0 番
郵便番号 8 8 1 - 0 0 0 5 電話番号 0 9 8 3 (4 1) 0 0 4 1
- (3) 提出期限
令和 8 年 9 月 5 日 午後 1 時（郵送する場合は提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立西都原考古博物館 管理担当 西都市大字三宅字西都原西 5 6 7 0 番
郵便番号 8 8 1 - 0 0 0 5 電話番号 0 9 8 3 (4 1) 0 0 4 1

12 その他

その他この一般競争入札（条件付）に関する詳細は、入札説明書による。